



当社は、アルファベット3文字からなる商標の使用および登録を検討しており、他人の商標権を侵害しないよう、事前に自社で商標調査を行う予定です。アルファベット3文字商標の類否はどのように判断されるのか教えてください。

(長崎県 K. E)



1. 商標の類否判断

アルファベット3文字から構成される商標の類否は、他と同様に、対比される両商標が同一または類似の商品・役務に使用された場合に、当該商品・役務の出所につき誤認混同を生じるおそれがあるか否かによって判断されます。そのため、両商標の外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合し、当該商品・役務に係る取引の実情を踏まえつつ、全体的に考察する必要があります。

実際にあったアルファベット3文字商標の類否に関する具体例をいくつか紹介します。

2. 具体例

(1) アルファベット3文字と片仮名

※ここでは記号「≒」は類似、「≠」は非類似を意味します。

①「BIX」≒「ビーアイエックス」(不服2018-14846)

両商標は、称呼が同一であり類似すると判断されました。

②「オーヴォ」≠「OVO」(不服2020-5518)

両商標は、観念において比較できな

いとしても、外観および称呼において相紛れるおそれのないものであるから、非類似であると判断されました。

(2) アルファベット3文字と漢字

③「SUI」≠「粋」「萃」(不服2019-6933)

両商標は、称呼において共通する場合があるとしても、観念において紛れるおそれはなく、外観において明らかな差異を有するから、これらを総合して考察すれば、互いに非類似の商標であると判断されました。

(3) アルファベット3文字同士(1字違い)

①「LYO」≠「RYO」(不服2020-3799)

②「ORU」≠「OLU」(不服2009-23417)

③「TBX」≠「TPX」(不服2010-7217)

④「NBK」≠「NPK」(不服2019-9119)

両商標は、外観および称呼が異なるため非類似であると判断されました。

⑤「TTK」≒「TDK」(無効2010-890079)

両商標は、称呼において類似しており、これに請求人の使用に係る商標「TDK」の著名性をも併せ考慮すれば、類似の商標であるといえると判断されました。

(4) アルファベット3文字同士(構成文字が同じ)

①「QOS」≒「AOS」(不服2019-650006)

両商標は、外観において相紛らわしく、称呼を共通にするものであるから互いに類似すると判断されました。

②「TCS」≠「TCS」(不服2021-1264)

両商標は、称呼を共通にするとしても、これが外観における顕著な差異を^{りようが}凌駕するものではなく、観念において比較することができないものであるから、これらを同一または類似の役務に使用しても、役務の出所について混同を生じるおそれのない非類似の商標というべきであると判断されました。

3. まとめ

このように、アルファベット3文字商標の類否は、事案に応じて個別具体的な考察を要するため、正確に事前調査するには、専門的な知見が必要となります。

上記事案等を参考に社内で検討のうえ、弁理士等の専門家にご相談することを推奨します。